(iii) 機関の加盟国であって、機関の加盟国である他の特定の国の官庁を通じてのみ標章を登録することができるもの

(iv) 機関の加盟国であって、当該加盟国が構成国である政府間機関が維持する官庁を通じてのみ標章を登録することができるもの

(v) 機関の加盟国であって、機関の加盟国群に共通の官庁を通じてのみ標章を登録することができるもの

(2) ［批准又は加入］

(1)に規定する国及び政府間機関は、次のものを寄託することができる。

(i) この条約に署名している場合には、批准書

(ii) この条約に署名していない場合には、加入書

(3) ［寄託が有効となる日］

批准書又は加入書の寄託が有効となる日は、次のとおりとする。

(i) (1)に規定する国については、当該国の批准書又は加入書が寄託された日

(ii) 政府間機関については、当該政府間機関の批准書又は加入書が寄託された日

(iii) (1)に規定する国については、以下の条件が満たされた日。すなわち、当該国の批准書又は加入書が寄託され、かつ、他の特定の国の批准書又は加入書が寄託されたこと。

(iv) (1)(iv)に規定する国については、当該国が構成国である政府間機関の批准書又は加入書が寄託された日

(v) (1)(v)に規定する加盟国群の国については、当該加盟国群の全ての国の批准書又は加入書が寄託された日

第二十七条　千九百九十四年の商標法条約及びこの条約の適用

(1) ［この条約及び千九百九十四年の商標法条約の双方を締結している国の間の関係］

この条約及び千九百九十四年の商標法条約の双方を締結している国の間の相互の関係においては、この条約のみを適用する。

(2) ［この条約の締約国とこの条約の締約国でない千九百九十四年の商標法条約を締結している国との間の関係］

この条約及び千九百九十四年の商標法条約の双方を締結している国は、この条約の締約国でない千九百九十四年の商標法条約を締結している国との関係において、千九百九十四年の商標法条約を引き続き適用する。

第二十八条　効力発生並びに批准及び加入の効力発生の日

(1) ［考慮されるべき文書］

この条の規定の適用上、第二十六条(1)に規定する国又は政府間機関によって寄託され、かつ、同条(3)の規定に従ってその寄託が有効となった批准書又は加入書のみが考慮される。

(2) ［この条約の効力発生］

この条約は、十の国又は第二十六条(1)(ii)に規定する政府間機関が批准書又は加入書を寄託した後三箇月で効力を生ずる。

(3) ［この条約の効力発生後の批准又は加入の効力発生］

(2)に規定する国及び政府間機関は、その批准書又は加入書を寄託した日の後三箇月でこの条約に拘束される。

第二十九条　留保

(1) ［特別の種類の標章］

いずれの国又は政府間機関も、第二条(1)及び(2)(a)の規定にかかわらず、留保を付することにより、第三条(1)、第五条、第七条、第八条(5)、第十一条又は第十三条の規定を連合標章、防護標章又は派生標章について適用しない旨を宣言することができる。留保には、当該留保に係る規定を明示する。

(2) ［複数の類についての登録］

いずれの国又は政府間機関も、この条約の採択の日において自らの法令が商品に係る複数の類についての一の登録及びサービスに係る複数の類についての一の登録について定める場合には、この条約への加入に際し、留保を付することにより、第六条の規定を適用しない旨を宣言することができる。

(3) ［更新に際し実体について審査すること］

いずれの国又は政府間機関も、第十三条(4)の規定にかかわらず、留保を付することにより、自らの官庁がサービスに係る登録の最初の更新に際し実体について審査することができる旨を宣言することができる。ただし、その審査は、この条約の効力発生前にサービス・マークの登録制度を導入した国又は政府間機関の法令が効力を生じた後六箇月の期間内に行われた出願に基づく重複登録を除去するためのものに限定される。

(4) ［使用権者の一定の権利］

いずれの国又は政府間機関も、第十九条(2)の規定にかかわらず、留保を付することにより、使用権者が名義人が提起した標章の侵害に係る訴訟に参加する権利又は当該訴訟を通じて使用権の対象となる標章の侵害から生じた損害の賠償を受ける権利を当該国又は政府間機関の法令に基づいて有するための条件として使用権の記録を要求する旨を宣言することができる。

(5) ［方法］

(1)から(4)までの規定に基づく留保については、留保を行う国又は政府間機関のこの条約の批准書又は加入書に伴う宣言において付する。

(6) ［撤回］

(1)から(4)までの規定に基づく留保については、いつでも撤回することができる。

(7) ［その他の留保の禁止］

留保は、(1)から(4)までの規定に基づいて認められる留保を除くほか、この条約のいかなる規定についても認められない。

第三十条　この条約の廃棄

(1) ［通告］

いずれの締約国も、事務局長に宛てた通告によりこの条約を廃棄することができる。

(2) ［効力発生の日］

廃棄は、事務局長が(1)に規定する通告を受領した日から一年で効力を生ずる。廃棄は、これを行った締約国に関し、当該一年の期間が満了した時に係属中の出願又は登録されている標章についてのこの条約の適用に影響を及ぼさない。ただし、廃棄を行った締約国は、当該一年の期間が満了した後、いかなる登録についても、登録を更新すべき日からこの条約の適用を停止することができる。

第三十一条　この条約の言語及び署名

(1) ［原本及び公定訳文］

(a) この条約に関しては、ひとしく正文である英語、アラビア語、中国語、フランス語、ロシア語及びスペイン語による原本一通について署名する。

(b) 事務局長は、(a)に規定していない言語を公用語とする締約国その他関係締約国と協議の上、当該言語による公定訳文を作成する。

(2) ［署名のための期間］

この条約は、その採択の後一年間、機関の本部において署名のために開放しておく。

第三十二条　寄託者

この条約の寄託者は、事務局長とする。

外務大臣　岸田　文雄
経済産業大臣　林　幹雄
内閣総理大臣　安倍　晋三